

所有者等の探索を再開する旨の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年12月2日 津地方法務局四日市支局 登記官 瀬川裕史

記

意見又は資料の提出先

〒510-0068

四日市市三栄町4番21号（四日市法務合同庁舎）

津地方法務局 四日市支局

電話番号 059-353-2237

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

手続番号 (中止前の手続番号)	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
1903 - 2021 - 0022 (1903 - 2020 - 0034)	三重郡朝日町大字埋縄字植松1392番	宅地	8.53